

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

健康保険制度・雇用保険制度の改正について（平成28年4月～）

平成28年4月以降の健康保険制度・雇用保険制度の改正についてご案内致します。

健康保険法

■傷病手当金・出産手当金の計算方法

平成28年度4月から原則として、支給開始される前1年間の給与を基に計算された金額で支給されます。

〈1日あたりの計算方法〉

改正前) [休んだ日の標準報酬月額] ÷ 30日 × 2/3

改正後) [支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額] ÷ 30日 × 2/3

■標準報酬月額・標準賞与額の上限の引き上げ

現在は、1等級～47等級までの全47等級となっておりますが、3等級が追加され1等級～50等級の全50等級に引き上げられました。

〈標準報酬月額（等級）の上限〉

改正前) 47等級 (121万) ➡ 改正後) 50等級 (139万)

〈追加された等級〉

- ・48等級…月額1,270,000円 (1,235,000円～1,295,000円)
- ・49等級…月額1,330,000円 (1,295,000円～1,355,000円)
- ・50等級…月額1,390,000円 (1,355,000円以上)

〈標準賞与額の上限の引き上げ〉

- ・標準賞与額の年間上限
改正前) 540万円 ➡ 改正後) 573万円



■入院時食事療養費等の見直し

入院と在宅療養の負担の公平等を図る観点から、在宅療養でも負担する費用として食事費相当額に加え、調理費相当額の負担が加わり、引き上げとなりました。

平成28年4月より一般所得者：260円 ➡ **360円** ※低所得者患者、指定難病患者、小児慢性特定疾患患者の負担額据え置き

雇用保険法

■雇用保険料率の改正

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの雇用保険料率が引き下げとなりました。

労働者負担分は1000分の1.0(0.10%)、事業主負担分は1000分の1.5(0.15%) 引き下げ

〈一般の事業〉

- ・労働者負担分：4/1000
- ・事業主負担分：7/1000
- ・合計雇用保険料率：11/1000

業種ごとの
保険料率

〈農林水産・清酒製造の事業〉

- ・労働者負担分：5/1000
- ・事業主負担分：8/1000
- ・合計雇用保険料率：13/1000

〈建設の事業〉

- ・労働者負担分：5/1000
- ・事業主負担分：9/1000
- ・合計雇用保険料率：14/1000



■子ども・子育て拠出金率の改正（※以前の名称：児童手当拠出金）

平成28年度4月分より

1000分の1.5 (0.15%) ➡ **1000分の2.0 (0.20%)** に拠出金率が改定となりました。

ご不明な点はお気軽に
お問合せください
03-5695-7700